

# 陳述書

住所 東京都葛飾区小菅1丁目35-1

氏名 柴田■

## 1 経歴

私は愛知県名古屋市出身です。1981年生まれで、いま43歳です。名古屋工業高校を卒業し、名古屋文理大学短期大学部に進学しましたが、中退しました。その後は雑貨店、キャバクラ、パチンコ店、金属加工の工場などで働きました。2年間ほど佐川急便の契約社員をしていたこともあります。

2010年ころに結婚し、同じ年に子どもが生まれました。妻の■とは2017年ころに離婚し、子どもは彼女が引き取りました。離婚後も関係は良好で、近くに住んでいましたので、毎日のように二人と会っていました。彼女も仕事をしていたので、私もよく子どもの面倒をみていました。子どもが私の家に泊まりに来ることもありました。養育費も負担していました。

## 2 覚醒剤密輸事件

2019年5月ころ、知人から、海外で荷物を受け取ってくる仕事を紹介されました。持って帰るものは当初は金（きん）と言われましたが、その後、金ではなく美術品・骨董品だと聞きました。同年7月にドバイへ行って箱に入った陶器の花瓶を受け取りました。箱を開けて中を見ましたが、たしかに花瓶が入っていました。その箱をもって日本に帰ってきたところ、空港で覚醒剤が見つかり、逮捕されました。

ドバイでは観光地をめぐるしました。■にもドバイへ行くことを伝えていたので、テレビ電話で街の様子を伝えたり、お土産の希望を尋ねたりしました。持ち帰る荷物の中に覚醒剤が入っているとはまったく思っていませんでした。

東京地方裁判所で行われた裁判では無罪を主張しました。残念ながら私の主張は認められず、2021年3月に懲役10年罰金500万円の判決を受けました。

このとき子どもはまだ小学生でした。このままだと彼が成人するまで会えなくなってしまいます。少しでも刑期が短くなるならと考えて、控訴審では無罪の主張を諦め、覚醒剤を密輸する故意があったことを認めました。2021年10月に東京高等裁判所で懲役9年罰金500万円の判決を受け、この判決は確定しました。

### 3 勾留中の暮らし

2019年7月に逮捕・勾留されてから、2021年11月に有罪判決が確定するまでの間、東京拘置所で未決拘禁者として勾留されていました。

勾留中は独居房と呼ばれる個室で生活していました。4畳くらいの広さではめ殺しの窓がついた部屋です。棚とトイレと洗面が備え付けられていました。

日中は居室内の所定の場所で床に座っていなければいけないことになっていました。立ち上がったたり、横になったりすることはできません。手紙を書く時にも決まった位置に座ったまま書きます。違反をすれば厳しく叱られます。ずっと座っていたせいで膝の関節を痛めました。病院を受診することはかなわず、今もこの時傷めた膝の関節は治っていません。

入浴は週に3回、月曜日・水曜日・金曜日に認められていました。祝日には入浴できません。大型連休のときには極めて不衛生な状態で生活していました。

洗濯物は濡れたまま戻ってきたものを部屋の中に干します。生乾きのままの衣類を着ることがよくありました。ズボンやスウェットなどは洗うことができません。衛生状態はかなり劣悪でした。

新聞は自分で購入しない限り読むことができません。独居房にいましたのでほかの人とのかかわりはまったくありません。話をするのは職員と事務的なやり取りがあるだけです。

運動の時間がありますが、それも檻のような小さな個室の中でやっていた。この個室は「鳥かご」と呼ばれていました。運動といっても狭い個室の中でのことですし、15分間しかありませんので、できることは限られていました。

このような暮らしで日中は気の休まるときがなく、夜はよく眠れず、精神的に追い詰められていきました。

### 4 接見禁止

家族も含めてすべての人との接見や手紙のやり取りが禁止されていました。母に手紙を送るのにその都度接見の一部解除を申請しました。母との関係での接見禁止を解除する申立てはしましたが認められませんでした。母とこの事件とはまったく関係がありません。母を介した口裏合わせなどするつもりはなく、もちろん母がそれに応じるはずもありません。そもそも、私自身ですら「共犯者」とされている人とは会ったことがありません。それでいったいどうやって「口裏合わせ」をするのか見当もつきません。

接見禁止のために子どもや■■■■ともずっと会えませんでした。■■■■にはその都度接見禁止の一部解除を申請する方法で手紙を送っていました。彼女からの手紙

は届きませんでした。裁判がはじまってようやく接見禁止が解除されると、彼女からの手紙が100通くらいまとめて届きました。送ってくれた手紙が溜まっていたようです。その手紙を読むまでは、彼女がどう思っているのかまったくわからず、不安に感じていました。

接見禁止が解除された後、彼女は名古屋から東京に会いに来てくれました。子どもには刑事事件のことは伏せているので一緒には来ませんでした。受刑中の今も二人と手紙のやり取りをしています。「お父さんは東京で仕事を頑張っている」と説明しています。息子が手紙に「会いたい」と書いてくれました。

## 5 保釈請求

2019年8月に起訴された後、同年11月に保釈請求をしましたが却下されました。一審判決後の2021年3月にも保釈請求をしましたが、やはり却下されました。弁護士からも保釈が認められるのは難しいと説明されていました。でも、保釈が認められないのはおかしいとずっと思っていました。

## 6 当時の精神状態

身柄拘束されて社会と遮断され、しかも人とのかかわりがほとんどない状態におかれていましたので、精神的に相当こたえるものがありました。普段声を出すことがないので声を出せなくなり、しゃべり方を忘れたようになってしまいました。弁護士と会って久しぶりに話をしようとしても、言いたいことと実際に発している言葉がかみ合っていないように感じてもどかしく思いました。

当時の暮らしは箱に閉じ込められている状態です。しゃべることもできず、動くこともできないまま段ボールに入れられているような感じです。その時の精神的な負担は、いまの受刑中とは比べられないくらいに苦しいものでした。未決勾留には終わりが見えず、絶望しか感じられなくなります。自分で何か打ち込めることを見つけないと精神的におかしくなってしまいます。はじめのころ、ただ座っているだけの生活のストレスのために少しおかしくなってしまう、自分で自分の髪を抜いていました。今もその時抜いた部分の髪が生えてこず薄いままになっています。

私は刑事裁判については早い段階で諦めてしまって弁護士に任せることにしました。そして子どもと■■■■とまた会えることを目指して栄養学を勉強し、筋力トレーニングをすることにしました。

## 7 提訴に至る経緯

裁判の前に、劣悪な環境に人を閉じ込め、家族とも断絶させる今の制度はおかしいと思います。裁判官はまるで型にはめるように事件を処理しています。個別の事情はほとんど無視して、思いどおりにパズルをはめて、そのパズルさえ出来上がれば人をずっと閉じ込めておけるのです。この制度は間違っています。

一審の弁護士から「人質司法」を改めるための訴訟について伝え聞いたとき、まさに自分のことだと感じました。制度がおかしいので改めるべきだということ言う機会があるなら、ぜひ言いたいと考えて、この訴訟に参加することにしました。

裁判所には、いまの制度がおかしいということを認めてもらいたいです。この問題に一石を投じ、制度を改めるための前例になればと思います。

以上

2025年6月 25日

柴田

